



埼玉県報

第392号
令和5年(2023年)
3月3日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 令和5年度前期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 令和5年度前期技能検定の実技試験受検手数料減額（産業人材育成課）
- 令和5年度随時実施技能検定の実施（産業人材育成課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の解散の認可（市街地整備課）
- 加須都市計画事業正能・戸崎地区土地区画整理事業の終了認可（市街地整備課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 指定納付受託者の指定（出納総務課）
- 県道加須鴻巣線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道加須鴻巣線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 特定事務監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

告示

埼玉県告示第百三十九号

埼玉県土地利用基本計画を令和五年二月二十四日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更

農業地域	森林地域															変更した地域区分				
	春日部市	寄居町	神川町	美里町	東秩父村	鳩山町	小川町	嵐山町	滑川町	越生町	日高市	深谷市	東松山市	本庄市	飯能市	所沢市	秩父市	熊谷市	さいたま市	変更した地域が所在する市町村
	縮小	縮小															拡大又は縮小の別			
	三十九ヘクタール	二ヘクタール	二ヘクタール	十二ヘクタール	九ヘクタール	十七ヘクタール	二十四ヘクタール	十六ヘクタール	六ヘクタール	二ヘクタール	九ヘクタール	四十四ヘクタール	七ヘクタール	二十四ヘクタール	三ヘクタール	五ヘクタール	二十四ヘクタール	十八ヘクタール	十五ヘクタール	変更部分の面積

告 示

埼玉県告示第二百四十号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第二百四十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和五年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

なし

ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業、真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄

造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(金属塗装作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

二 単一等級

枠組壁建築(枠組壁工事作業)及び産業洗浄(高压洗浄作業)

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

令和五年六月六日(火)から同年九月十日(日)までの間において、埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

令和五年五月三十日(火)に協会事務所で公表する(一部の職種を除く。)

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和五年七月九日(日)
一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス	令和五年八月二十日(日)

<p>加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級</p> <p>金属熱処理</p> <p>三 単一等級</p> <p>産業洗淨</p>	
<p>一 一級及び二級</p> <p>機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>令和五年八月二十七日（日）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>園芸装飾、鑄造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級</p> <p>枠組壁建築</p>	<p>令和五年九月三日（日）</p>

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面又はその写し
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇〇〇七四）

ハ 受付期間

令和五年四月三日（月）から同年四月十四日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一万八千二百円（一万二千百円）
造園	一万八千二百円（一万二千百円）
鑄造	一万八千二百円（一万二千百円）
金属熱処理	一万八千二百円（一万二千百円）
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
非接触除去加工	一万八千二百円
金属プレス加工	一万八千二百円
鉄工	一万八千二百円
建築板金	一万八千二百円
工場板金	一万八千二百円
仕上げ	一万八千二百円（一万二千百円）

サッシ施工	内装仕上げ施工	防水施工	畳製作	タイル張り	ブロック建築	左官	とび	枠組壁建築	建築大工	石材施工	プラスチック成形	建具製作	家具製作	婦人子供服製造	建設機械整備	鉄道車両製造・整備	産業車両整備	シーケンス制御	電気機器組立て	電子機器組立て	機械検査
一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千二百円)	一万八千二百円(一万二千二百円)	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千二百円)	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千二百円)	一万八千二百円	一万八千二百円(一万二千二百円)	一万八千二百円(一万二千二百円)

化学分析	一万八千二百円（一万二千百円）
表装	一万八千二百円
塗装	一万八千二百円（一万二千百円）
産業洗浄	一万八千二百円
商品装飾展示	一万八千二百円（一万二千百円）
フラワー装飾	一万八千二百円（一万二千百円）

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉
県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金
額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三千百円

六 合格発表及び通知
イ 技能検定合格者の発表

令和五年七月九日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月二
十五日（金）に、その他の職種にあつては同年九月二十九日（金）に埼玉県ホ
ームページに掲載するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知
協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他
この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に
問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第二百四十三号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第二号の規定により、令和五年埼玉県告示第二百四十二号（令和五年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 令和五年四月一日において二十五歳未満であること。
- 三 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあつては、消印日）において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

告示

埼玉県告示第二百四十四号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和五年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 実施等級別職種

イ 随時二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、
数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（
金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、
ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶
融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立
仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンネルバ
ダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配
電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人
子供既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具
手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業）、プラスチック成
形（圧縮成形作業、射出成形作業、ブロー成形作業）、石材施工（石張り作業）、
パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわら
ぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り
作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋
組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施
工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工
事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工
事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建
築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ロ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセ

ンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

ハ 基礎級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組

立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製作業)、布はく縫製(ワイシャツ製作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書

ロ 提出先

協会

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

申請は、原則として協会が指定する電子申請により行うこと。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を協会が指定する方法により納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一万八千二百円

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―十八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市水深字本村八百六十九番一外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百四十二・三三立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―三〇―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市菖蒲町三箇字沼新田二千八百四十六番一外五十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千八百十五・〇九立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により
桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定
により公告する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

正能・戸崎地区土地区画整理事業共同施行者

二 事業施行期間

令和二年三月二十七日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

加須市大字正能字当開戸、大字戸崎字上及び字下の各一部

四 土地区画整理事業の名称

加須都市計画事業正能・戸崎地区土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

令和二年三月二十七日

六 終了の認可の年月日

令和五年三月三日

告示

埼玉県告示第二百四十九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	株式会社フォーエルクローバー
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	宮内 淳太
主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市見沼区丸ヶ崎千二百二十ベンチヤーオフィスK1ー202号

告示

埼玉県告示第二百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立さきたま史跡の博物館、埼玉県立近代美術館、埼玉県立自然の博物館の使用料等並びに文書課の雑入（埼玉県政情報センターの有償刊行物販売代金に限る。）	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目四番一号 株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長 福岡 聡	令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで
	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目二番三号 株式会社アプラス 代表取締役社長 嶋田 貴之	

二 指定をした日

令和五年三月一日

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市向川岸町五五六番二地先から 同市向川岸町二三九番九地先まで	加須市向川岸町五五三番二地先から 同市向川岸町二三九番九地先まで	区 間
一八・〇〇〇 三五・四四	一八・〇〇〇 二七・八九	敷地の幅員 (メートル)
一四・六九	一五・二〇	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

加須鴻巣線	路線名
加須市向川岸町五五六番三地先から 同市向川岸町二三九番九地先まで	供用開始の区間
令和五年三月三日	供用開始の期日
令和五年三月三日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示 第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長 一四・六九メートル	備考

告 示

埼玉県教委告示第六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年三月三日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和五年三月十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則について
- ロ 令和四年度埼玉県指定文化財の指定、追加指定及び指定名称の変更について
- ハ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に
関する報告を次のとおり公表する。

令和五年三月三日

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真一郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

令和4年度第3回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和3年度、令和4年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 248機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和4年10月17日～令和4年12月22日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 1件 (1機関)

番号	部局	機関	概要
1	農林部	農業大学校	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数台認められるなど、備品管理が不適切であった。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所
保健医療部	南部保健所、朝霞保健所、草加保健所、狭山保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校、職業能力開発センター
農林部	東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、春日部農林振興センター、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、水産研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター
下水道局	荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所

教育委員会	<p>南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、小鹿野高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越総合高等学校、川越初雁高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加西高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、鷺宮高等学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、春日部特別支援学校宮代分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、騎西特別支援学校、騎西特別支援学校北本分校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、狭山特別支援学校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、大宮警察署、大宮東警察署、朝霞警察署、新座警察署、川越警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、</p>

寄居警察署、行田警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、杉戸警察署、吉川警察署
--

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報
告を次のとおり公表する。

令和五年三月三日

埼玉県監査委員 小 山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

令和4年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

2 監査の対象

（1）対象事務

「埼玉の魅力発信について～文化資源と住むなら埼玉！の取組に着目して～」をテーマとして、「地域への愛着を深める」「本県への定住・移住の促進」の2つに主眼を置き、令和3年度及び令和4年度の事務の執行等を対象事務とする。

（2）対象機関

本庁5機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和4年12月19日～令和5年1月23日

3 監査の着眼点

監査対象機関の事務の執行等についての監査は、「埼玉の魅力発信について～文化資源と住むなら埼玉！の取組に着目して～」に係る以下の項目について、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施する。

- ① 関連する取組の現状と課題
- ② 埼玉の魅力を伝える学校現場における現状と課題
- ③ 文化資源を活用した取組
- ④ 移住・定住支援に関する取組

4 監査の実施内容

基準第9条ないし第13条の規定を踏まえ、監査を実施した。

なお、監査の実施に当たり、テーマに関連する次の県内施設等の現地視察を実施した。

〔主眼：地域への愛着を深める〕大宮住吉神楽保存会（坂戸市）、県立嵐山史跡の博物館（嵐山町）

〔主眼：本県への定住・移住の促進〕小川町移住サポートセンター（小川町）、おためし住宅“やまんなか”（ときがわ町）

5 監査結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であること

を確認した。

なお、監査結果の報告に添える意見は次のとおりである。

監査結果の報告に添える意見 4件 (5機関)

番号	部局	機関	意見内容
1	県民生活部 教育委員会	文化振興課 文化資源課	<p>【利用しやすい助成事業による伝統芸能の継承支援】</p> <p>伝統芸能の継承は地域への愛着を深め、県の魅力発信につながる。</p> <p>文化振興課では、令和3年度に1万人超の方が来場した「埼玉 WABI SABI 大祭典」を会場とオンラインによる工夫した開催や基金を活用した助成事業などにより、伝統芸能の継承団体を支援している。</p> <p>文化資源課では、大河ドラマ関連広報といった機を捉えた取組や、貴重な文化財を後世に伝えるためその保護、調査保存、民俗芸能の振興に対する助成事業などにより、伝統芸能を守り、伝えている。</p> <p>このうち助成事業では、知事部局（文化振興基金助成事業）と教育委員会（民俗芸能の振興事業費補助金）にそれぞれ後継者育成を目的としたメニューがあり、その対象など類似点が多く見受けられる。</p> <p>そこで、対象となる団体の助成金の活用利便性の向上や限られた県財源の有効活用の観点から、両助成事業の連携を強化し、あるいはすみ分けや役割分担を検討するなど、県民が利用しやすい伝統芸能の継承支援に組織の枠を超えて取り組んでいただきたい。</p>
2	県民生活部 教育委員会	文化振興課 義務教育指導課 文化資源課	<p>【次世代を担う子供たちへの文化資源の魅力発信と伝統芸能の発表の場の確保支援】</p> <p>子供たちが、その目で見て、触れて、感じる体験は大きな財産となる。こうした“体験”を軸にした取組として、文化資源課では「博物館・美術館等を活用した子供パワーアップ事業」に、義務教育指導課では小中学校等における「体験活動の推進」に取り組んでいる。両取組の連携・相乗を図ることで、子供たちの地域への愛着につなげる好循環を生み出</p>

		<p>し、本県の魅力が詰まった文化資源について広く県民に Web で発信するなど、効果的な取組に努めていただきたい。</p> <p>また、県指定無形民俗文化財の一つ「大宮住吉神楽」の保存会への視察において、伝統芸能の継承に当たり女性や若い世代が参加しやすいよう様々に工夫しているが、活動を P R する場が必要との声があった。</p> <p>次世代を担う子供たち、とりわけ地元地域の子供たちが本県の優れた伝統芸能を身近に感じられるよう、後継者の“発掘”にも目を向けた発表の場や機会の確保について、意見 1 にある助成事業の活用を含め、地元市町村等とも連携し発表の場を設けるなど支援を検討していただきたい。</p>
3	企画財政部	<p>地域政策課</p> <p>【市町村の魅力発信を視点とした移住促進取組の推進】</p> <p>移住総合支援の「住むなら埼玉移住サポートセンター」では毎年度 500 人程度の相談者が利用するほか、先輩移住者のネットワーク化によるプロモーションや移住総合サイトのリニューアルなど精力的に取り組んでおり、本県の人口減少スピードの鈍化にもつながることが期待される。</p> <p>こうした取組の多くは、『「県の魅力」を市町村と連携して P R する』という視点を中心とした取組であると考えられる。しかし、移住を検討する方は県域ではなく、市町村域で個々の目的を実現するために判断する傾向がより高いと思われる。実際、「小川町移住サポートセンター」で相談員として活動している移住者の方からは、住みたい町が埼玉県にあったから移住したとの話を伺った。</p> <p>そうした観点から、『「市町村の魅力」を県が P R する』という考え方を重視することで、より大きな成果につながると考えられるため、市町村の魅力発信を視点とした取組を更に推進し、事業の効果を高めていただきたい。</p>

4	都市整備部	住宅課	<p>【民間の力を活用した定住・移住の更なる推進】</p> <p>人々の生活に「衣・食・住」が欠かせないが、ネット通販が容易に可能な現代においては「住居の確保」が重要な要素となる。その意味において、現在取り組んでいる鉄道事業者等との連携による住宅取得支援制度等の情報発信や埼玉県住まいづくり協議会の住宅関連企業の会員と連携した「住むなら埼玉！応援パートナー」など民間の力を活用した取組は有効なものと考えられる。</p> <p>このうち「住むなら埼玉！応援パートナー」の登録企業は、令和4年12月末現在16社となっており、協議会の住宅関連企業約60社の4分の1程度にとどまっている。本格実施に当たっては登録企業の拡大や協議会以外の団体との新たな連携など、事業効果を更に高めていただきたい。</p> <p>また、これまでの取組の成果を検証の上、民間の力を活用した情報発信や支援を更に充実・推進することにより、5か年計画で掲げる施策指標「人口の社会増の維持」の目標達成につなげていただきたい。</p>
---	-------	-----	--

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	地域政策課
県民生活部	文化振興課
都市整備部	住宅課
教育委員会	義務教育指導課、文化資源課

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和五年三月三日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
農林部	川越農林振 興センター	令和4年12月16日 (第372号)	令和4年度に締結した「令和4年度公用車修繕」について、契約金額が50万円以上であるにもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を所内に周知するとともに、次の取組により、事務処理の適正化を図った。 1 所内の全職員を対象に契約に関する研修を実施し、財務規則等への理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 2 財務に関するチェックシート（歳出編）に契約書や請書についての確認項目を追加することにより、手続が適正に行われていることを確認する体制を整えた。

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和五年三月三日

埼玉県病害虫防除所長 植竹恒夫

令和4年5、7月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者又 は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	石坂オーガニックファーム株式会社	落ち葉ミルフィーユ堆肥 (腐葉土)	0.5	0.1	0.1	1.1			21	72.8		
	大村商事株式会社	土が良くなる堆肥	1.4	0.3	0.6	1.6			17	39.1		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。